

訴えの提起について

1 相手方

建物賃借人

2 概要

相手方が、市から賃借するアウガ地階の専用部分に係る賃料を、令和元年8月分から一部納付はあるものの長期にわたり滞納し、多額に及んでいるため、当該滞納賃料の支払請求をしようとするものである。

【支払請求額】 滞納賃料 23,770,617 円
※令和3年8月1日時点の滞納額

3 事件に関する取扱い

訴訟において請求が認められないときは、上訴するものとする。

4 主な経過（予定含む）

平成29年4月 建物賃借契約開始
（期間）平成29年4月1日～平成32年（令和2年）3月31日
令和2年3月 賃料の滞納により、期間を従前の3年から1年に変更して契約更新
（期間）令和2年4月1日～令和3年3月31日
令和3年3月 解約申入れの通知
（明渡し期限）令和3年9月30日